

議案第 17 号

ひたちなか市図書館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則制定について

ひたちなか市図書館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 12 月 25 日 提出

ひたちなか市教育委員会
教育長 秋 本 光 徳

令和 年 月 日 議決

ひたちなか市教育委員会規則第 号

ひたちなか市図書館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

ひたちなか市図書館設置及び管理条例施行規則（平成6年教育委員会規則第29号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項，第23条第1項，第27条第2項，様式第1号の2，様式第3号及び様式第4号中「健康保険証」を「個人番号カード」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この規則は，公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に交付されている健康保険証による本人確認については，当該被保険者証の有効期間が経過するまでの間（当該有効期間の末日が令和7年12月2日以後であるときは，同月1日までの間），なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式第1号の2，様式第3号及び様式第4号の規定による様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は，改正後の様式第1号の2，様式第3号及び様式第4号の規定による様式によるものとみなす。
- 4 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については，当分の間，所要の補正をした上，なお使用することができる。

ひたちなか市立図書館設置及び管理条例施行規則新旧対照表

旧	新	備考								
（個人貸出しの利用の登録） 第 1 3 条 個人貸出しを利用しようとする者は、図書貸出利用登録申込書（様式第 1 号の 2）を館長に提出し、個人貸出しの利用の登録（以下「利用登録」という。）を受けなければならない。この場合においては、運転免許証，学生証，<u>健康保険証</u>その他の本人であることを確認できる書類を図書館職員に提示するものとする。 2 ～ 5 略 （団体貸出しの利用の手続） 第 2 3 条 団体貸出しを利用しようとする団体は，責任者を定め，団体貸出申込書（様式第 3 号）を館長に提出しなければならない。この場合において，当該団体の責任者は，運転免許証，<u>健康保険証</u>その他の本人であることを確認できる書類を図書館職員に提示するものとする。 2 ～ 4 略 （自宅配本の利用の手続） 第 2 7 条 略 2 前項の場合においては，運転免許証，学生証，<u>健康保険証</u>その他の本人であることを確認できる書類を図書館職員に提示するものとする。 様式第 1 号の 2 （第 1 3 条関係） （表） 図書貸出利用登録申込書 略 （裏） <table><tr><td rowspan="3">本人確認</td><td>☐運転免許証 ☐<u>健康保険証</u></td></tr><tr><td>☐社員証 ☐学生証</td></tr><tr><td>☐その他（ ）</td></tr></table>	本人確認	☐ 運転免許証 ☐ <u>健康保険証</u>	☐ 社員証 ☐ 学生証	☐ その他（ ）	（個人貸出しの利用の登録） 第 1 3 条 個人貸出しを利用しようとする者は，図書貸出利用登録申込書（様式第 1 号の 2）を館長に提出し，個人貸出しの利用の登録（以下「利用登録」という。）を受けなければならない。この場合においては，運転免許証，学生証，<u>個人番号カード</u>その他の本人であることを確認できる書類を図書館職員に提示するものとする。 2 ～ 5 略 （団体貸出しの利用の手続） 第 2 3 条 団体貸出しを利用しようとする団体は，責任者を定め，団体貸出申込書（様式第 3 号）を館長に提出しなければならない。この場合において，当該団体の責任者は，運転免許証，<u>個人番号カード</u>その他の本人であることを確認できる書類を図書館職員に提示するものとする。 2 ～ 4 略 （自宅配本の利用の手続） 第 2 7 条 略 2 前項の場合においては，運転免許証，学生証，<u>個人番号カード</u>その他の本人であることを確認できる書類を図書館職員に提示するものとする。 様式第 1 号の 2 （第 1 3 条関係） （表） 図書貸出利用登録申込書 略 （裏） <table><tr><td rowspan="3">本人確認</td><td>☐運転免許証 ☐<u>個人番号カード</u></td></tr><tr><td>☐社員証 ☐学生証</td></tr><tr><td>☐その他（ ）</td></tr></table>	本人確認	☐ 運転免許証 ☐ <u>個人番号カード</u>	☐ 社員証 ☐ 学生証	☐ その他（ ）	
本人確認		☐ 運転免許証 ☐ <u>健康保険証</u>								
		☐ 社員証 ☐ 学生証								
	☐ その他（ ）									
本人確認	☐ 運転免許証 ☐ <u>個人番号カード</u>									
	☐ 社員証 ☐ 学生証									
	☐ その他（ ）									

旧	新	備考								
様式第 3 号（第 2 3 条関係） 団体貸出申込書 略 <table><tr><td>本人確認</td><td>☐運転免許証 ☐健康保険証 ☐社員証 ☐学生証 ☐その他（ ）</td></tr></table> 様式第 4 号（第 2 7 条関係） 自宅配本申込書 略 <table><tr><td>本人確認</td><td>☐運転免許証 ☐健康保険証 ☐社員証 ☐学生証 ☐その他（ ）</td></tr></table>	本人確認	☐ 運転免許証 ☐ 健康保険証 ☐ 社員証 ☐ 学生証 ☐ その他（ ）	本人確認	☐ 運転免許証 ☐ 健康保険証 ☐ 社員証 ☐ 学生証 ☐ その他（ ）	様式第 3 号（第 2 3 条関係） 団体貸出申込書 略 <table><tr><td>本人確認</td><td>☐運転免許証 ☐個人番号カード ☐社員証 ☐学生証 ☐その他（ ）</td></tr></table> 様式第 4 号（第 2 7 条関係） 自宅配本申込書 略 <table><tr><td>本人確認</td><td>☐運転免許証 ☐個人番号カード ☐社員証 ☐学生証 ☐その他（ ）</td></tr></table>	本人確認	☐ 運転免許証 ☐ 個人番号カード ☐ 社員証 ☐ 学生証 ☐ その他（ ）	本人確認	☐ 運転免許証 ☐ 個人番号カード ☐ 社員証 ☐ 学生証 ☐ その他（ ）	
本人確認	☐ 運転免許証 ☐ 健康保険証 ☐ 社員証 ☐ 学生証 ☐ その他（ ）									
本人確認	☐ 運転免許証 ☐ 健康保険証 ☐ 社員証 ☐ 学生証 ☐ その他（ ）									
本人確認	☐ 運転免許証 ☐ 個人番号カード ☐ 社員証 ☐ 学生証 ☐ その他（ ）									
本人確認	☐ 運転免許証 ☐ 個人番号カード ☐ 社員証 ☐ 学生証 ☐ その他（ ）									

議案第 18 号

ひたちなか市就学援助費交付規則の一部を改正する規則制定について

ひたちなか市就学援助費交付規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 12 月 25 日 提出

ひたちなか市教育委員会
教育長 秋 本 光 徳

令和 年 月 日 議決

ひたちなか市就学援助費交付規則の一部を改正する規則

第1条 ひたちなか市就学援助費交付規則（平成6年教委規則第14号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「教育委員会（以下「委員会」という。）」を「教育長」に改め、同条第2項中「令和6年規則第1号」を「令和6年規則第35号」に改める。

第5条から第8条までの規定中「委員会」を「教育長」に改める。

第9条中「別に」を「教育長が別に」に改める。

第2条 ひたちなか市就学援助費交付規則の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

- 3 教育長は、就学援助費受給申請書又はその添付書類に形式上の不備があると認めるときは、当該申請をした者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

第6条を次のように改める。

（準要保護者の認定等）

第6条 教育長は、前条第1項の規定による申請があった場合には、その内容を審査し、準要保護者であることを認定するときは就学援助費認定通知書（様式第3号）により、準要保護者であることを認定しないときは就学援助費否認通知書（様式第4号）により、その旨を当該申請者に通知するものとする。

- 2 教育長は、前項の審査に当たり、申請者の生活状況について、民生委員から意見を聴くことができる。

第7条第2項を削る。

第8条の見出しを「（準要保護者の認定の取消し等）」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「による援助費の交付の決定」を「により準要保護者であることの認定」に、「交付決定」を「認定」に改め、「又は援助費の交付を受けた者」を削り、同項第2号中「交付決定」を「認定」に改め、同条第2項中「前項第2号」を「第1項第2号」に、「援助費の交付を受けた者に対し」を「認定を取り消した場合において」に、「援助費の全部」を「援助費があるときは、当該認定を受けた者に対し、その全部」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 教育長は、前項の規定により認定を取り消したときは、就学援助費認定取消通知書（様式第5号）により、その旨を当該認定を受けた者に通知するものと

する。

様式第 1 号を次のように改める。

就学援助費受給申請書

ひたちなか市教育委員会 教育長 殿

年度の就学援助費の支給を受けたいので、次のとおり申請します。

1 申請者登録情報

申請者 (保護者等)	住所			
	氏名		電話番号	
世帯状況等 (□にチェックマ ーク(✓)を入れ、 必要に応じて回答 をご記入くださ い。)	1 申請日の属する年の1月1日現在の居住状況			
	☐ ひたちなか市に住民登録していた。			
	☐ [市区町村名] に住民登録していた。			
	2 昨年と比べて大きな収入の減少がありますか(原則として昨年の収入で審査いたしますが、直近で昨年と比べて大きな収入の減少がある場合は直近の状況で審査することができます。)			
	☐ 大きな収入の減少はない。			
	☐ 大きな収入の減少がある[状況]。 ⇒ 直近3か月分の給与明細等収入の分かる書類をご提出ください。			
3 住宅の形態				
☐ 持家(同居者・同一生計者が所有する場合も含む。)				
☐ 借家[家賃: 円]				

2 該当児童生徒氏名(学校名:)

学年	氏名	学年	氏名

3 申請理由(該当するもの全てにチェックマーク(✓)を入れてください。)

チェック欄	理由
	市民税が非課税又は減免されている。
	個人の事業税・固定資産税及び国民年金の掛金が減免されている。
	国民健康保険税(国民健康保険料)の減免又は徴収の猶予を受けている。
	児童扶養手当の支給を受けている。
	生活福祉資金の貸付けを受けている。
	失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者である。
	その他(生活困窮の状況や援助を必要とする事由を具体的に記入してください。)

4 家計の状況

家計の状況	内容	有無	平均月額 (有の場合)	内容	有無	平均月額 (有の場合)
	児童手当	有・無	円	傷病手当	有・無	円
	児童扶養手当	有・無	円	失業給付金	有・無	円
	障害年金	有・無	円	養育費等	有・無	円
	遺族年金	有・無	円	その他の収入（給与を除く。）	有・無	円

5 世帯構成者（同居者・同一生計者全員を記入，同一敷地内の別棟も含む）

氏名	続柄	性別	生年月日	収入種別等/勤務先・学校名学年 ※収入種別等を○で囲み【 】に勤務先・学校名学年等を記入	同居/別居の別
	本人 (申請者)	男・女	年 月 日	給与収入・事業収入・年金・学生・その他 【 】	同居・別居
		男・女	年 月 日	給与収入・事業収入・年金・学生・その他 【 】	同居・別居
		男・女	年 月 日	給与収入・事業収入・年金・学生・その他 【 】	同居・別居
		男・女	年 月 日	給与収入・事業収入・年金・学生・その他 【 】	同居・別居
		男・女	年 月 日	給与収入・事業収入・年金・学生・その他 【 】	同居・別居
		男・女	年 月 日	給与収入・事業収入・年金・学生・その他 【 】	同居・別居
		男・女	年 月 日	給与収入・事業収入・年金・学生・その他 【 】	同居・別居
		男・女	年 月 日	給与収入・事業収入・年金・学生・その他 【 】	同居・別居

備考 申請内容に虚偽があった場合は，認定を取り消し，交付した就学援助費を返還していただく場合がありますので，正確にご記入ください。

6 振込先口座（金融機関の口座番号が明記してある通帳等の写しを添付してください。）

銀行名					支店名				種目	口座名義（カタカナ）									
コード					コード				普・当	口座番号									

- 注 1 口座名義は保護者の口座に限ります。
 2 学校への未納金がある場合は学校長経由での交付となります。

同意書

私は，本申請の審査にあたり，以下の事項について同意いたします。

- 1 私及び私と同一世帯の者の市町村民税課税状況の確認のため，教育長が市町村民税額情報を取得すること及び手当の受給状況等，必要事項の確認及び調査をすること。
- 2 民生委員が，生活概況等について確認及び調査をすること。
- 3 ひたちなか市立学校の学校給食費に滞納がある場合は，就学援助費のうちの学校給食費をもって充てること。

申請者（保護者等）氏名
 （本人が自署しない場合は，記名押印してください。）

委任状

私は，就学援助費の請求及び受領に関する一切の権限を児童又は生徒の在学する学校の長を代理人と定め，委任します。

申請者（保護者等）氏名
 （本人が自署しない場合は，記名押印してください。）

様式第3号（第6条関係）

学校コード

申請番号

様

印

就学援助費認定通知書

就学援助費について審査の結果、就学援助対象者と認定されましたので通知いたします。

【対象者】

学校	学年	児童生徒名

認定理由

備考

様式第4号（第6条関係）

ひたちなか市教育委員会指令第 号
年 月 日

学校コード

申請番号

様

ひたちなか市教育委員会
教育長

印

就学援助費否認定通知書

就学援助費について、審査の結果、就学援助対象外となり、否認定となりましたので、通知いたします。

【対象者】

学校	学年	児童生徒名

否認定理

備考

(教示)

様式第 4 号の次に次の 1 様式を加える。

ひたちなか市教育委員会指令第 号
年 月 日

申請番号

ひたちなか市教育委員会
教育長

印

就学援助費について、下記の理由により、その認定を取り消しますので、通知いたします。

学校	学年	児童生徒名

備考

(教示)

第 3 条 ひたちなか市就学援助費交付規則の一部を次のように改正する。

第 2 条中「できる者」の次に「(以下「交付対象者」という。)」を加える。

第 4 条第 2 項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 援助費の金銭による交付は、交付対象者が指定する金融機関の口座に振り込む方法により行うものとする。ただし、次に掲げる場合は、交付対象者から委任を受けた児童又は生徒が在学する学校の長（以下「学校長」という。）を経由して、現金により支給する方法により行うことができるものとする。

(1) 交付対象者が金融機関に口座を開設していないとき。

(2) 交付対象者に学校諸費用（児童又は生徒が在学する学校に対し納付すべき費用の全てをいう。）の未納があるとき。

(3) その他教育長が適当と認めるとき。

第 5 条第 1 項中「児童又は生徒が在学する学校の長（以下「学校長」という。）」を「学校長」に改める。

第 7 条中「その請求・受領等」を「その請求」に改める。

第 8 条第 1 項第 1 号中「第 2 条に規定する援助費の」を削る。

様式第 1 号中

「

委任状 私は、就学援助費の請求及び受領に関する一切の権限を児童生徒の在学する学校の長を代理人と定め、委任します。 申請者（保護者等）氏名 （本人が自署しない場合は、記名押印してください。）
--

」を

「

委任状 私は、就学援助費に係る次の事項を児童又は生徒の在学する学校の長を代理人と定め、委任します。 1 請求に関すること。 2 その他（ ） 申請者（保護者等）氏名 （本人が自署しない場合は、記名押印してください。）
--

」に

改める。

付 則

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 1 条の規定 公布の日
- (2) 第 2 条の規定 令和 7 年 1 月 1 日
- (3) 第 3 条の規定 令和 7 年 4 月 1 日

議案第 19 号

ひたちなか市入学前就学援助費交付規則の一部を改正する規則制定
について

ひたちなか市入学前就学援助費交付規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 1 2 月 2 5 日 提出

ひたちなか市教育委員会
教育長 秋 本 光 徳

令和 年 月 日 議決

ひたちなか市入学前就学援助費交付規則の一部を改正する規則

第1条 ひたちなか市入学前就学援助費交付規則（平成29年教委規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条及び第4条中「教育委員会」を「教育長」に改める。

第5条中「添えて」を「添付して」に、「教育委員会に」を「教育長に」に改め、同条第3号中「教育委員会が」を「教育長が」に改める。

第6条及び第8条中「教育委員会」を「教育長」に改める。

第2条 ひたちなか市入学前就学援助費交付規則の一部を次のように改正する。

第5条第1号を削り、同条第2号を同条第1号とし、同条第3号中「前2号」を「前号」に改め、同号を同条第2号とし、同条に次の1項を加える。

2 教育長は、入学前就学援助費受給申請書又はその添付書類に形式上の不備があると認めるときは、当該申請をした者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

第6条の見出しを「(準要保護者の認定等)」に改め、同条第1項中「前条」を「前条第1項」に、「審査した上で入学前就学援助費の交付の可否を決定し、入学前就学援助費交付決定通知書(様式第3号)」を「審査し、準要保護者であることを認定するときは就学援助費(新入学児童生徒学用品費等)認定通知書(様式第2号)により、準要保護者であることを認定しないときは就学援助費(新入学児童生徒学用品費等)否認定通知書(様式第3号)」に改める。

第8条中の見出しを「(準要保護者の認定の取消し等)」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「による入学前就学援助費の交付の決定」を「により準要保護者であることの認定」に、「交付決定」を「認定」に改め、「又は入学前就学援助費の交付を受けた者が」を削り、同項第1号及び第2号中「交付決定」を「認定」に改め、同条第2項中「前項第2号」を「第1項第2号」に、「交付決定を取り消された入学前就学援助費の交付を受けた者に対し」を「認定を取り消した場合において」に、「入学前就学援助費の全部」を「入学前就学援助費があるときは、当該認定を受けた者に対し、その全部」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 教育長は、前項の規定により認定を取り消したときは、就学援助費(新入学児童生徒学用品費等)認定取消通知書(様式第4号)により、その旨を当該認定を受けた者に通知するものとする。

様式第 1 号から様式第 3 号までを次のように改める。

入学前就学援助費受給申請書

ひたちなか市教育委員会 教育長 殿

年度の就学援助費の支給を受けたいので、次のとおり申請します。

1 申請者登録情報

申請者 (保護者等)	住所			
	氏名		電話番号	
世帯状況等 (□にチェックマーク (✓) を入れ、必要に応じて回答をご記入ください。)	1 申請日の属する年の 1 月 1 日現在の居住状況			
	☐ ひたちなか市に住民登録していた。			
	☐ [市区町村名] に住民登録していた。			
	2 昨年と比べて大きな収入の減少がありますか (原則として昨年の収入で審査いたしますが、直近で昨年と比べて大きな収入の減少がある場合は直近の状況で審査することができます。)			
	☐ 大きな収入の減少はない。			
	☐ 大きな収入の減少がある [状況] 。			
⇒ 直近 3 か月分の給与明細等収入の分かる書類をご提出ください。				
3 住宅の形態				
☐ 持家 (同居者・同一生計者が所有する場合も含む。)				
☐ 借家 [家賃: 円]				

2 該当児童生徒氏名 (学校名:)

学年	氏名	学年	氏名

3 申請理由 (該当するもの全てにチェックマーク (✓) を入れてください。)

チェック欄	理由
	市民税が非課税又は減免されている。
	個人の事業税・固定資産税及び国民年金の掛金が減免されている。
	国民健康保険税 (国民健康保険料) の減免又は徴収の猶予を受けている。
	児童扶養手当の支給を受けている。
	生活福祉資金の貸付けを受けている。
	失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者である。
	その他 (生活困窮の状況や援助を必要とする事由を具体的に記入してください。)

4 家計の状況

家計の状況	内容	有無	平均月額 (有の場合)	内容	有無	平均月額 (有の場合)
	児童手当	有・無	円	傷病手当	有・無	円
	児童扶養手当	有・無	円	失業給付金	有・無	円
	障害年金	有・無	円	養育費等	有・無	円
	遺族年金	有・無	円	その他の収入（給与を除く。）	有・無	円

5 世帯構成者（同居者・同一生計者全員を記入，同一敷地内の別棟も含む）

氏名	続柄	性別	生年月日	収入種別等/勤務先・学校名学年 ※収入種別等を○で囲み【 】に勤務先・学校名学年等を記入	同居/別居の別
	本人 (申請者)	男・女	年 月 日	給与収入・事業収入・年金・学生・その他 【 】	同居・別居
		男・女	年 月 日	給与収入・事業収入・年金・学生・その他 【 】	同居・別居
		男・女	年 月 日	給与収入・事業収入・年金・学生・その他 【 】	同居・別居
		男・女	年 月 日	給与収入・事業収入・年金・学生・その他 【 】	同居・別居
		男・女	年 月 日	給与収入・事業収入・年金・学生・その他 【 】	同居・別居
		男・女	年 月 日	給与収入・事業収入・年金・学生・その他 【 】	同居・別居
		男・女	年 月 日	給与収入・事業収入・年金・学生・その他 【 】	同居・別居
		男・女	年 月 日	給与収入・事業収入・年金・学生・その他 【 】	同居・別居

備考 申請内容に虚偽があった場合は，認定を取り消し，交付した就学援助費を返還していただく場合がありますので，正確にご記入ください。

6 振込先口座（金融機関の口座番号が明記してある通帳等の写しを添付してください。）

銀行名					支店名				種目	口座名義（カタカナ）									
コード					コード				普・当	口座番号									

- 注 1 口座名義は保護者の口座に限ります。
2 学校への未納金がある場合は学校長経由での交付となります。

同意書

私は，本申請の審査にあたり，以下の事項について同意いたします。

- 1 私及び私と同一世帯の者の市町村民税課税状況の確認のため，教育長が市町村民税額情報を取得すること及び手当の受給状況等，必要事項の確認及び調査をすること。
- 2 民生委員が，生活概況等について確認及び調査をすること。

申請者（保護者等）氏名
(本人が自署しない場合は，記名押印してください。)

様式第2号（第6条関係）

ひたちなか市教育委員会指令第 号
年 月 日

学校コード

申請番号

様

ひたちなか市教育委員会
教育長

印

就学援助費（新入学児童生徒学用品費等）認定通知書

就学援助費（新入学児童生徒学用品費等）について審査の結果、就学援助対象者と認定されましたので通知いたします。

【対象者】

学校	学年	児童生徒名

認定理由

備考

様式第3号（第6条関係）

ひたちなか市教育委員会指令第 号
年 月 日

学校コード

申請番号

様

ひたちなか市教育委員会
教育長

印

就学援助費（新入学児童生徒学用品費等）否認定通知書

就学援助費（新入学児童生徒学用品費等）について、審査の結果、就学援助対象外となり、否認定となりましたので、通知いたします。

【対象者】

学校	学年	児童生徒名

否認定理由

備考

(教示)

様式第 3 号の次に次の 1 様式を加える。

ひたちなか市教育委員会指令第 号
年 月 日

申請番号

様

教育長

印

就学援助費（新入学児童生徒学用品費等）について、下記の理由により、その認定を取り消しますので、通知いたします。

学校	学年	児童生徒名

認定取消理由

備考

(教 示)

第3条 ひたちなか市入学前就学援助費交付規則の一部を次のように改正する。

第7条中「前年度に」の次に「金銭又は現物により」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 入学前就学援助費の金銭による交付は、当該援助費の交付を受ける者が指定する金融機関の口座に振り込む方法により行うものとする。ただし、当該援助費の交付を受ける者が金融機関に口座を開設していないときその他教育長が適当と認めるときは、現金により支給する方法により行うことができるものとする。

付 則

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条の規定 公布の日
- (2) 第2条の規定 令和7年1月1日
- (3) 第3条の規定 令和7年4月1日

「令和 7 年ひたちなか市二十歳の集い」実施について

【式典概要】

1 内容

ステージプログラム	その他
● 実行委員長挨拶 ● ひたちなか市長挨拶 ● ひたちなか市議会議長挨拶 ● 著名人からのビデオレター ● 吹奏楽演奏	● 祝電コーナー ● 着くずれ直しコーナー

2 ひたちなか市二十歳の集い実行委員会について

実行委員は式典を盛り上げたいと自ら手を挙げた 19～20 歳の 8 名で構成され、令和 6 年 8 月から会議を重ね、式典の企画・運営について検討してきました。

3 その他

■ ボランティアについて

青少年部会，ボーイスカウト，ガールスカウト，ひたちなかリーダーズクラブから受付等業務に約 15 名が参加する予定です。

■ 実行委員会 Instagram を開設

実行委員会の様子や実行委員の自己紹介，アトラクションの告知等を Instagram で行ってきました。

■ 協賛について

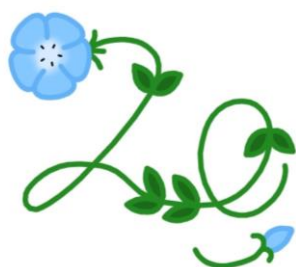
式典参加者に配布する記念品購入資金に充てるため市内企業に協賛を募り，13 社より，協賛金をいただきました。

■ 記念品

ふくさ・ステッカー・フェイスタオルを記念品として配布します。

■ 30 周年記念として

市誕生 30 周年記念動画上映のほか，30 周年記念ノベルティを配布します。



イメージイラスト

令和7年ひたちなか市二十歳の集い実施要綱

1 目 的

(1) キャリアプランの形成

旧友と近況を語らい、今後に向かって励まし合う場を提供することで、自身を見つめ直し、将来について考える機会にする。

(2) シビックプライドの醸成

地域社会の一員としての自覚を促し、地元ひたちなかへ市の誇りや愛着を持ってもらおうと共に、地域社会への参加を考える機会にする。

2 主 催

ひたちなか市・ひたちなか市教育委員会・
ひたちなか市二十歳の集い実行委員会

3 日 時

令和7年1月12日(日)

受 付 午後0時20分～0時50分

式 典 午後1時00分～2時00分

4 場 所

ひたちなか市文化会館(ひたちなか市青葉町1-1)

5 対象者

平成16年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた者で、本市に住所を有する者。ただし、就学等のため転出した者で出席を希望する者は対象とすることができる。

6 その他

二十歳の集い運営については、二十歳の集い実行委員会で検討する。また、二十歳の集い開催前に災害等により、出席者の安全を確保することが困難であると想定される場合は、その時点において式典を中止または内容等を変更するものとする。

(参考) 成人の集い及び二十歳の集い対象者数等の推移

開催年	対象者(人)			受付け者(人)			出席率(%)		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
平成31年	876	806	1,682	670	589	1,259	76.5	73.1	74.9%
令和3年	944	787	1,731	中止					
令和4年	900	836	1,736	566	529	1,095	62.9	63.3	63.1%
令和5年	721	733	1,454	585	566	1,151	73.3	70.9	79.2%
令和6年	802	836	1,638			1,225			74.8%
令和7年	766	739	1,505						

※住基登録者(10月末)に市外転出したはがき送付希望者を加えた人数。

※対象者宛に11月29日に案内はがきを郵送済。